

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
に係る環境影響評価準備書についての意見の概要及び見解

令和8年3月

富士・東部広域環境事務組合

準備書に対して提出された意見及び事業者の見解(1/2)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第1章 事業計画の概要」について			
1	対象事業の内容	<p>【準備書9ページ】</p> <p>可燃ごみ焼却炉の施設規模を105t/日×2炉(210t/日)としていますが、3炉必要ではないですか。</p> <p>基本構想p78では、可燃ごみの平均処理量が140.5t/日でした。炉の休止中(85日間)は1炉運転で処理能力が105t/日となり、ごみが処理しきれないのではないですか。</p> <p>施設規模を84t/日×3炉とすれば炉の休止中も処理能力は不足しないと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>炉の休止により1炉運転となる期間中はごみピットへの貯留量を増加させて、施設全体として搬入量と処理量の差を吸収します。</p> <p>基本構想後の計画ごみ処理量等の見直しの結果、ごみ焼却施設における計画ごみ処理量(可燃ごみ、粗大ごみ処理施設の破碎残渣、資源化施設の選別残渣の合計)は51,371t/年であり、これを1日あたりの平均処理量に換算すると140.7t/日(51,371t÷365日)です。</p> <p>これを、定期的なメンテナンスを考慮した施設稼働率(実稼働率: (365日-85日)÷365日=76.7%)と、突然の故障や止むを得ない一時休止を想定した稼働率(調整稼働率: (365日-14日)÷365日=96%)で除した191t/日(140.7t/日÷76.7%÷96%)が、通常処理分の施設規模となり、通常処理分に災害廃棄物処理分の19t/日(191t/日×10%)を加えた210t/日が可燃ごみ焼却炉の施設規模です。</p> <p>したがって、年間を通して見ると施設規模を210t/日として、定期的なメンテナンスや故障等のリスク分散のため2炉構成とすることにより、十分に焼却処理が行えます。</p>

準備書に対して提出された意見及び事業者の見解(2/2)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第1章 事業計画の概要」について			
2	対象事業の内容	<p>【準備書 9、11 ページ】</p> <p>可燃ごみ焼却炉の処理方式をストーカ方式としていますが、ストーカ方式には数種類の方式があります。種類ごとの評価はしていますか。</p> <p>基本構想 p82 では、「揺動式、階段式、回転式等いろいろな種類がある。」としていますが、準備書には種類ごとの評価が記載されていません。処理方式の違いは排ガスの性状にも影響があると思いますので、慎重に比較検討して下さい。</p> <p>個人的にはオーソドックスな揺動式（摺動式）がよいと思います。</p>	<p>以下に示す理由により、ストーカ方式の中での種類ごとの評価は行っていません。</p> <p>対象事業の建設及び運営を行う事業者は、性能発注方式により選定する予定です。性能発注方式は、組合が施設の基本的な性能を定め、その性能を満たすことを前提に、事業者が設計も含めて技術提案を行い、総合的に優れた提案を採用する事業者選定の方式です。</p> <p>入札参加事業者は、ストーカ方式の中でどの種類を選択するかを含めて技術的な提案を行いますので、排ガスの性状を含む総合的な性能を比較・評価し、優れた提案を採用します。</p> <p>現段階でストーカ方式をさらに細分化して評価することは、採用技術・メーカーの特定につながり、優れた提案をすることを阻害する面があるため、ストーカ方式の中での種類ごとの評価は行っていません。なお、環境影響評価においては、複数のストーカ方式の中で影響が最大となる場合を想定して予測・評価を行いました。</p>